

臨床獣医師から見た

養鶏業界

52

株式会社ピーピーキューシー研究所 加藤 宏光

借入金と金利償却

前回解説した償却について、経営の展開に密接に関連する要件として、話を進めます。

自己資金によって、すべての設備を拡充するケースはどの業種であっても容易ではありません。個人であれ法人であれ、利益を得た年度においては税金を支払わなければなりません。利益の額によりますが、所得税と住民税を合わせると、決算上で出た利益金額の五〇%弱の税金を納めることになります。

では、出た利益額から税額を引いた金額が手元に残っているのでしょうか?

答えは通常は否です。

ここに、利益と償却制度のギャップがあるのです。

モノで残っている利益

前月号で触れた償却を少し振り返

つてみます。

一〇〇万円のモノを買つたとします。一〇〇万円が買つたと同時に全額経費（経理上損金と表現するものも多い）として扱えれば混乱することはありません。

しかし、一〇〇万円のうち三〇万円だけしかその年度に損金として扱えないケースでは、"七〇万円分は利益がモノの形で残っている"と考えなければならないのです。

単純化して、この年の利益が七〇万円であったとすれば、この利益分はモノで残っています。しかし、税務署はこの七〇万円の半分の金額に相当する税金を納めることを要求します（厳密には少額の利益に対する税率は低く、住民税は国税ではありませんから、税務署が半分……という表現はあたりません）。

国税局のホームページを開くと、いろいろな情報が得られます。その中に、"中小企業の特別償却"という項目があります。

ところが、この利益分はモノで残っていて現金はないのですから、あなたは税金を払うために借金をしなければなりません。

せっかくキャッシュで一〇〇万円のものを買っても、税金を払うために、お金を借りなければならぬ……。

中小企業が経営の基盤を拡充するために行つた設備投資に対しても、投

何だか訝然としませんね。しかし、税金の制度というのは、このように国の事情で決まっています。

この条件を前提とすれば、利益がよほど大きくない限りは設備投資には借入金を前提として計画する方が有利になります。

特別償却といつ制度

《コラム1》

【休業の止むなき例について】

これまでも、著者がこの業界に引きずり込まれたきっかけのエピソードで紹介した、故吉村省吾博士の逸話です。

著者が大阪市立家禽試験場へ勤務しはじめて半年ほど過ぎた頃のことですから、今から43～44年も前の出来事です。

吉村博士は製薬会社の営業マンに頼まれて、当時和歌山県にあった、常時30万羽を飼養する大規模なブロイラー農場へ疾病の実情調査に出かけました。著者は同行しなかったのですが、帰ってからの話ではかなり重篤な大腸菌症であったそうです。導入するロットすべてに大腸菌症が発生し、減耗率が15%から時に25%にも及ぶとのことで、原因は単純ではなく、吉村博士は幾度か現場へ出かけ、さまざまな試みをしたのですが思った効果を得られません。そこで、彼は思い切った提案をしました。

半年間農場を空っぽにしようというのです。当時フィールドに接したばかりの著者でも、半年間も農場を空き家にするのがどれほどの経済的ロスにつながるかくらいは容易に想像できました。

しかし、この農場の経営者は博士の提案を採用して、半年間農場を空けることにしました。考えてみれば導入する群すべての15%以上のロスを継続するなら、半年間休んでも清浄な環境が得られれば正当な投資とも言えます。

とはいっても、これだけの長期間に渡って設備を遊ばせるにはそれなりの資金余裕が必要です。結果は明確ではありませんが、その農場はそれから4～5年後に兵庫県へと移動していました。

防疫結果はともかく、本文で触れた資金の問題に関していえば、こうした場合にこそ、銀行の協力が必須となるのです。30万羽のブロイラー農場の半年運営羽数分を単純に計算すると $4.9\text{回} / 2 \times 30\text{万羽} = 294\text{万羽}$ です。屠体重を2.4kgとして7,056tにも上ります。キロ単価を単純に200円として3億5,000万円以上の売り上げを失うことになります。

商売上の売買は通常手形で決済されています。3億5,000万円の資金がショートするのですから、手形決済のための資金をどうするかは企業存亡の問題です。

本文で述べたように無借金、現金決済で運営している上に留保してある利益の十分にある超安定企業でなければ、資金を銀行に仰ぐ必要があります。

附：最近ブロイラーの大腸菌症によって、死亡・廃棄の被害が増加しています。この問題に関して、この業界から距離を置いている著者も重要な課題と感じています。潜在感染症や持続感染症の対応には専門的な知識と勘が要求されます。読者の方々でブロイラーにおける大腸菌症に関してディスカッションされたい方がおられれば、大歓迎です。

資の年度に
設備（建物
を除く。建
物の償却は
通常の定額
に掛けた金
に償却を適用
に償却できる、
額の約四
〇%を一括
償却できる、
といふもの
です。通常
は設備を購
入しても、
当該年度で
期末までの
使用期間に
ついてのみ
償却が認め
られるので
すから、こ
の特別償却
制度は節税
に大きな役
割を果たし
ます。
つまり、

設備年度に四〇%十翌年に法定償却
が認められることになりますから、
養鶏設備（ケージや集卵設備など）
については二年間で七〇%近い金額
が損金扱いにできることになります。
“償却が認められる”というのは經
費（損金）扱いにできる金額が増え
るということですから、その決算期
に出ている利益を減ずることができます。つまり、手元の流動資金が豊
富になるということを意味します。
この中小企業特別償却金は、一般
的には利益が出た年度に適用するの
ですが、実は欠損の出た年に利用し
ても経営上のメリットを出すことが
できます。

利益、欠損と借り入れ

読者の皆さんの中には、まったく
借入金なしで経営を維持されている
方もいらっしゃるでしょう。しかし、
企業を運営する上で銀行からの借入
金ゼロで運営することは、経営の本
質からみて有利とばかりは言えませ
ん。

ば、仮に借入金がないにしろ、年商
腐るほどの資金を寝かせながら、
好きで養鶏を営んでいるのでなけれ
ば、仮に借入金がないにしろ、年商

得ります（コラム1参照）。

銀行は、資金の十分な企業に貸し
たがりますし、資金がひつ迫した事
件があります。

貸した金に金利を付けて返済しても
しかし、銀行 자체が営利企業で、

貸し倒れになつた場合には、損害額
をそれ以降の利益金とあがなわなけ
ります。原価がかかるつて商品が

【コラム2】

【特別償却について】

インターネットで特別償却と引くと図1の国税庁のホームページがでます。

この表でNo.5433をクリックすると図2-1～2-3の解説文が表示されます。

中小企業の特別償却という制度が時限立法で制定されて10年以上が経過しています。本文でも触れたように、当初からみると償却率は減じられ、いずれは期限切れとなるのでしょうか、この期限内で法の骨子を應用しないのは不利といふのです。

このようにインターネットを利用すると、門外漢にも種々の知識が容易に入手できます。税金の問題は経理士や税理士の仕事と食わず嫌いをすることなく、さまざまな角度から自分なりの情報を得て、専門家に相談することが、思いがけない処方を見つけるコツなのかもしません。

金額あるいはその半分を遊ばせて
いるケースは稀といえます。
そうした中で、仮に法定伝染
病の襲来を食つてしまつたとし
ましよう。こうした最悪のケー
スでは、三ヶ月もの間休業
しなければならないこともあります（コラム1参照）。

実績がない場合には往々にして拒絶
されます。こうした現象をテレビなど
のマスコミでは“晴れた日に傘を
貸したがる”くせに雨が降ると傘を取
り上げる・銀行の非道”といつたニ
ュアンスで報道することが多いもの
です。

銀行にとっての不良債権を、卵を
生産する立場に置き換えてみれば“卵
を卸していた業者が思いもかけず倒
産してしまつたような事態”にあ
ります。

特別償却・特別税額控除

分類コード	内容
5433	中小企業等投資促進税制(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除)
5434	中小企業者等が機械等を販売した場合の税額控除(リース税額控除)(平成20年3月31日以前にリース契約を締結した場合)
5437	人材投資促進税制(教育訓練費の税額控除)(平成20年3月31日以前に開始した事業年度分)
5438	中小企業者等における教育訓練費の税額控除(平成20年4月1日以後開始した事業年度分)
5925	子育て支援税制(事業所内託児施設等の割増償却)
5441	研究開発税制について(概要)
5442	試験研究費の税額による税額控除制度
5443	特別試験研究による税額控除制度
5444	中小企業技術基盤強化税制
5445	特種基盤強化設備を取得した場合の特別償却又は税額控除
5446	特種基盤強化設備を貸借した場合の税額控除(リース税額控除)(平成20年3月31日以前にリース契約を締結した場合)
5450	特種税額控除制度(特種設備等の税額控除制度)
5451	平成21年及び平成22年に取得した長期所有土地等の1,000万円特別控除
5452	エネルギー需給構造改革推進税制(エネルギー需給構造改革設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除)

図1 インターネットで“特別償却”をひくと、国税庁のホームページでこの表が出てきます。5433と5434を選んで調べたものが図2-1～図2-3です

No.5433 中小企業等投資促進税制(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除)

〔平成21年4月1日現在法令等〕

1 制度の概要

この制度は、中小企業などが平成10年5月1日から平成22年3月31日までの期間(以下「指定期間」といいます。)内に新品の機械及び装置などを取得し又は製作して国内にある製造業、建設業などの指定事業の用に供した場合に、その指定事業の用に供した日を含む事業年度において、特別償却又は税額控除を認めらるものです。

(注1) 小中企業などが平成20年3月31日以前に一定の機械及び装置などを一定の契約により賃借した場合の税額控除(リース税額控除)について
は、コード5434中小企業等が機械等を販売した場合の税額控除(リース税額控除)(平成20年3月31日以前にリース契約を締結した場合)を参照してください。

(注2) 平成20年4月1日以後に締結される所有権移転外リース取引により債務者が取得したものとされる資産については、特別償却の規定は適用されませんが、税額控除の規定は適用されます。

(注3) 所有権移転外リース取引の内訳については、コード5704「所有権移転外リース取引」を参照してください。

2 適用対象法人

この制度の適用対象法人は、青色申告法人である次の法人です。

(1) 特別償却

中小企業者又は農業協同組合等

(注) 中小企業とは次に掲げる法人をいいます。

イ 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人

ただし、同一の大規模法人(資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人、又は資本不足又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人をい)、中小企業投資育成株式会社を除きます)に発行済株式又は出資の総額又は総額の2分の1以上を所有している法人及び2以上の大規模法人に発行済株式又は出資の総額又は総額の3分の2以上を所有されている法人を除きます。

ロ 業主又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

(2) 税額控除

上記の中小企業のうち資本金の額又は出資金の額が3,000万円以下の法人又は農業協同組合等

図2-1 国税庁ホームページより引用 (No.5433の中小企業など投資促進税制について)

銀行が顧客とのそれまでの付き合
まれならないのですから、十分な利益が出る相場の状況下でさえ、貸し倒れ金額の一三〇一五倍も余分に売り上げなければならないことになります。

これを避けるためには、新規取引相手の運営状況をできるだけ正確に知る必要がありますし、情報は常に刷新し続けなければなりません。

いの状態で相手の健全度合いを測っています。返済できることやむを得ない自衛の手段とも思えます。

資金の流れと企業運営、欠損と利益および償却の取り扱いに関して、次号でもう少し話を進めたいと思います。

3 適用対象年度

この制度の適用対象事業年度は、指定期間にて適用対象資産を取得し又は製作して指定事業の用に供した場合におけるその指定事業の用に供した日を含む事業年度です。
ただし、この事業年度であっても、解散(合併による解散を除きます。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度は除きます。

4 適用対象資産

- この制度の対象となる資産は、その製作の後事業の用に供されたことのない(つまり新品の)後に得られる資産で、指定期間にて取得し又は製作して指定事業の用に供されたものです。ただし、内航運送の用に供される船舶の営業を含む法人以外の法人が貸付け用に供する資産は、この制度の対象となる資産には該当しません。
- (1) 機械及び装置で1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの
(2) 「電子計算機」及び「インターネット」に接続されたデジタル複合機で次に掲げるいずれかのもの
イ 1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの
ロ その事業年度において事業の用に供した上記の電子計算機又はデジタル複合機との取得価額の合計額が120万円以上のもの
ウ(3) その事業年度が平成22年4月1日前に開始し、かつ、同日以後に終了する場合には、その事業年度開始の日から平成22年9月31日までの期間において事業の用に供した上記の電子計算機又はデジタル複合機との取得価額の合計額が120万円以上のものに限ります。
- (4) ソフトウェア(譲り受けたもの、開発研究用のもの、又はサーバー用のオペレーティングシステムなど)は除きます。以下同じ。)で次に掲げるいずれかのもの
イ 一のソフトウェアの取得価額が70万円以上のもの
ロ その事業年度において事業の用に供したソフトウェアの取得価額の合計額が70万円以上のもの
ウ(5) その事業年度が平成22年4月1日前に開始し、かつ、同日以後に終了する場合には、その事業年度開始の日から平成22年3月31日までの期間において事業の用に供したソフトウェアの取得価額の合計額が70万円以上のものに限ります。
- (6) 車両及び器具のうち一定の荷物運搬自動車で、貨物の運送の用に供されるもののうち車両総重量が3.5t以上のもの
(7) 内航汽船の用に供される船舶

図2-2 図2-1の続き

5 指定事業

この制度の適用対象となる指定事業は、原則として以下の事業に該当するものは指定事業から除外されます。
製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、鉄道業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他のこれらに付する事業を除きます。)、一般旅客自動車運送業、海上運輸業及び沿岸運輸業、内航船運業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業(物品販賣業及び映画業以外の旅業を除きます。)

6 借却限度額

貸却限度額とは、基本取得価額の30%相当額の特別借却限度額を普通借却限度額に加えた金額です。

標準取得価額とは、船舶についてその取得価額を75%を乗じた金額をいい、その他の資産についてはその取得価額をもとします(以下同じ。)。

7 税額控除限度額

税額控除限度額は、標準取得価額の7%相当額です。ただし、その税額控除限度額がその事業年度の法人税額の20%相当額を超える場合には、税額を控除する金額は、その20%相当額が限度となります。

8 税額控除限度額超過額の譲割

税額控除限度額がその事業年度の法人税額の20%相当額を超えるために、その事業年度において税額控除限度額の全部を控除しきれなかった

図2-3 図2-2の続き

